

2024年6月13日

任意継続被保険者・特例退職被保険者 各位

富士通健康保険組合

申請書の送付先変更について（再掲）

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、一部の申請書の送付先を下記の通り変更いたしますので、ご案内いたします。

記

1. 申請書送付先

新送付先：〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見2丁目2-53
大阪東京海上日動ビル 10F

名称：富士通健康保険組合 事務サポートセンター

電話番号：044-738-3010

受付時間：10:00～15:00（土日祝日は除く）

※名称、電話番号に変更はありません。

2. 変更日

2024年6月14日（金）投函分より送付先を変更ねがいます。

（次ページへ）

3. 対象となる申請書

- ・健康保険被扶養者（異動）届
- ・健康保険証 氏名変更届（被保険者・被扶養者共通）
- ・健康保険被保険者証 滅失・き損再交付申請書
- ・埋葬料（費）請求書
- ・家族埋葬料請求書
- ・健康保険 限度額適用認定証申請書
- ・健康保険 特定疾病療養受療証交付申請書
- ・健康保険限度額適用標準負担額減額認定申請書
- ・介護保険適用除外開始終了届
- ・特退資格取得申請書（兼被扶養者届）
- ・資格喪失申出書兼保険料返金請求書
- ・住所変更届（被保険者・被扶養者共通）
- ・金融機関変更届 / 預金口座振替依頼書（口座変更用） ※2024/6/13_14:45 追加
- ・健康保険被保険者証 返却不能届

※当健保組合の任意継続被保険者制度から加入される方・他の健康保険から加入される方の場合のみ対象となります。

※対象となる申請書に添付している説明事項に新たな送付先を記載しています。

※埋葬料（費）・家族埋葬料以外の保険給付金、医療費にかかる保険給付金、健康診断費用補助等の業務に変更はありません。

以上

担当：適用給付グループ